

も、正確には、済みません、確認をいたしましたところ、外注、委託している事業は七十二件というところでございます。大変恐縮でございます。

その上でお答えをさせていただきたいと思いますが、行政事業レビューの実施に当たりましては、平成二十五年、閣議決定において、事業に係る予算の執行状況などをわかりやすい形で公表することとされているところであります。この方針に基づきまして、経済産業省といたしましては、レビューシートを作成し、公表してきたところであります。

レビューシートの記載要領におきましては、資金の流れを見る化する観点から、履行体制として再委託先である受託者の名称などを記載することを含めて、できるだけ事業の内容を明らかにしていくことが求められていると認識をしておりますが、他方、記載要領の中でも、具体的な事業者名を記載することにより不利益を与えるおそれがある場合などには省略することができるとされております。

再委託先や外注先を含めた履行体制図の公表に際しては、事業者の競争上の地位、再委託や外注費の金額の多寡、事業全体の緊急性といった要素を勘案して公表対象範囲を検討することが必要というところで認識をしております。

ただ、いろいろとこれまでの間、この持続化給付金の執行等々に関しましてさまざまな御指摘をいただいているところでもありまして、履行体制図の公表につきましては調達などのあり方に関する検討会で御議論をいただいております。年内をめどに全体の方針を取りまとめる予定としております。その結果を踏まえまして、当該事業の行政事業レビューシートにおける履行体制図の扱いを速やかに決めてまいりたいと存じます。

以上です。

○川内委員 確かに、「費目・使途を記載する支出先について、その具体的な名称を記載することにより、特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼす具体的なおそれがある場合に限り、名称

の記載を省略することができる。」と。「ただし、「法人格等がわかるように記載する。」ということ、電通さんの場合は株式会社電通ですから、株式会社パッパツというふうには書かなければならないわけであって、そういうふうにも記載されていないんです、副大臣。

そういう意味において作成要領に反していますねということも申し上げているわけで、そこは、反していました、ごめんねということ、ちょっと御答弁いただきたいんですけれども。

○松本副大臣 今、川内委員からお話がございますたところ、行政事業レビューシート作成要領では、第三者に業務を再委託等する場合には、使途欄に当該受託者等の名称についても記載をするということになっているところでありますけれども、「その具体的な名称を記載することにより、特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼす具体的なおそれがある場合に限り、名称の記載を省略することができる。ただし、「法人格等がわかるように記載する。」とあることから、少なくともレビューシート上の委託先として、例えば株式会社パッパツなのか、パツなのか、Xなのかといった記載をすべきであったものと考えているところであります。

にもかかわらず、過去のレビューシートの記載において、作成原課が、本作成要領に対して十分に意を払うことなく、過去の前例などを参考に、再委託先について事業者の名称を省略した形ですら記載していなかったことは反省すべき点であったと認識をしております。

いま一度、私の方からもしっかりと、レビューシートへの記載要領にしましては徹底をしておりますかと思っておりますし、また、全体として、いわゆる再委託先等も含めまして履行体制図をどのような形で公表していくのかということに関しましては、先ほどもお話をさせていただいたとおり、検討会でしっかりと検討をさせていただき、速やかにそれを実行してまいりたいと思っております。

○川内委員 閣議決定の趣旨に反してこういう、

ごめんなさい、私、件数を間違えていまして申しわけなかったです、七十二件ですね、七十二件のレビューシートがしっかりと作成されていなかったと。それは多分、経済産業省あるいは中小企業庁としての、組織的な何らかの電通さんとのやりとりの中で記載が省略されたのであろうというふうな想像するんですけれども、そういうことが今回の組織的詐取につながっているのではないかと、いうことをしっかりと反省していただいで、今中間検査なども行われているようでございますので、その結果などもまた見せていただきたいながら、私も議論をまた続けさせていただきたいというふうに思います。

最後に、ゴー・トゥー・トラベルですけれども、私は旅館の息子として、このゴー・トゥー・トラベルというのは、今の現状のみんなの行動が萎縮してしまっている状況の中でゴー・トゥー・トラベルを強引に進めるということに関しては、その利益の分配が偏ってしまうのではないかと。先ほどから国土交通副大臣は、全国の皆さんにと、こういう言葉を繰り返していらっしゃるわけですけれども、裨益が偏ってしまうのではないかと、いうふうな考えはしております、もう時間になりましたので手短かにやりますが、都道府県単位の地域交付金にして、皆さん、地元を再発見してね、さらに、観光持続化給付金という形で直接給付する、この二本立てで観光業を支えていくべきではないかというふうに考えますが、副大臣、いかがでしょうか。

○棚橋委員長 国土交通副大臣御法川信英君。なお、恐縮です、持ち時間が過ぎておりますので、簡潔に答弁をお願いします。

○御法川副大臣 はい。

川内先生、以前から御主張されているこの二点については、ゴー・トゥー・キャンペーンということ、今施行しているところでございます。

○川内委員 終わります。

○棚橋委員長 これにて川内君の質疑は終了いたしました。

しました。

次に、藤野保史君。

○藤野委員 日本共産党の藤野保史です。安倍総理は、八月二十八日に辞任を表明されましたが、その後も総理として執務を継続されております。新型コロナ対策については、この任にあり限り責任を持って全力を挙げるとおっしゃいましたし、先日は、敵基地攻撃能力について、保有する方針を在任中に決める旨を発言されました。この敵基地攻撃能力というのは、安保法制に次ぐ重大な政策変更になります。まさに国の進路にかかわる政策変更を辞任を表明した総理がやるという、しかも、そのことを国会で国民にも説明しない。こんなことは絶対に許されません。

委員長にお諮りしたいんですが、先ほど大串委員からも指摘がありましたけれども、我々はずつと集中審議を求めてまいりました。改めて、安倍総理出席のもとでの予算委員会を開催していただきたいと思っております。

○棚橋委員長 後刻、理事会で協議をいたします。

○藤野委員 二十八日に総理が発表された新型コロナ対策パッケージ、この中で、「医療機関の安定的な経営を確保するため更なる支援を行う」という文言があります。先ほど問題になりました。

安倍総理は、同日の記者会見で重要な発言をされていると思うんです。この部分についてこうおっしゃっております。コロナ患者を受け入れている医療機関、大病院などでは大幅な減収となっているにもかかわらず、国民のために日夜御尽力いただいているにもかかわらず、大変な経営上の御苦労をおかけしております、経営上の懸念を払拭する万全の支援を行います、こう総理はおっしゃいました。

西村大臣、方針の問題ですでお聞きしたいんですが、今、医療機関の経営上の懸念、最大の懸念は大幅な減収であります。総理がおっしゃったとおりです。そうであれば、このさらなる支援に

は、医療機関等への減収補填、これは当然含まれると思うんです。そういう認識でよろしいですか。

○西村国務大臣 まさに、御指摘のように、新型コロナウイルスの患者さんを受け入れて、必死の思いで感染リスクも抱えながら治療に当たられている医療機関の皆様が敬意を表したいと思えますし、その経営が悪化するようなことがあってはならないものというふうに認識をしております。

このため、総理が表明しましたように、第二次補正予算による支援に加えて、コロナ患者を受け入れる医療機関の安定的な経営を確保するためのさらなる支援を行うとともに、多数の発熱患者の発生が想定される季節性インフルエンザ流行期に備えるということなど、地域全体の医療提供体制を維持、確保するための取組、支援を行っていくこととしたところでございます。

具体的なさらなる支援につきましては、今般取りまともましたまに今後の取組に沿って、引き続き厚生労働省を中心に検討されていくものというふうに承知をしております。

○藤野委員 明確なお答えがないんですが、安倍総理が経営上の懸念を払拭する万全の支援とおっしゃって、今、その経営上の支援の最大のもので大幅な減収なわけです。ですから、ここをしつかりと払拭するというのであれば、やるべきです。

私、先日、長野県のある公的病院でお話を伺ってまいりました。この病院は、ダイヤモンド・プリンセス号の感染者など、早い段階から患者の方を受け入れられているんですね。

こうおっしゃっていました。最初はびくびくしながらやっていた、怖い、治療室に入りたくない泣き出す看護士もいて、お互い必死に励まして何とかが乗り切った、こうおっしゃっていました。今、御存じのように、医療現場はチームで動いております。一人でも欠けると成り立たない、こういう状況で、みんな励まし合いながらやってきたとおっしゃっていました。

こうした現場の必死の努力にもかかわらず、この病院は、四月六月で入院患者も外来患者も前年比で約一五%減りまして、医療収入全体では二億二千八百万円の大減減となっております。

病院の方はこうもおっしゃっていました。政府は減収の意味をどう評価しているのか、減収というのは働かなくて済んだと思っているのか、とんでもないと。よく政府は緊張感を持って感染状況を見守ると言うが、緊張感どころではない、命がけでやってきたんだ、こういう、もう痛烈な、切実な声でありました。

日本病院会など三団体が行った調査によりますと、四分の一を超える病院で夏のボーナスがカットされる。まさに、緊張感どころか命がけという活動をずっと担ってきた方々が、増額されて当然のボーナスをカットされる、こういう事態がずっと広がっているわけですね。これは余りにも理不尽であります。

先ほど慰労金というお話がありましたけれども、これはまだ届いておりません。届けていただきたいと思えますけれども、仮に届いたとしても、動いている病院自体が成り立たなくなったら元も子もないわけですね。

配付資料の一を見ていただきたいと思うんですが、これは同じ長野県で自治体病院を持つ十七の市町、首長さんが知事に要望したものなんです。この冒頭に、第一番目にまさに損失補填の仕組みの創設が上がっております。そこで黄色く塗らせていただいたのが、新型コロナウイルス感染症受入れに伴う収益機会損失相当の補助など実効性ある損失補填の仕組み、実効性ある仕組みを強く求めたいという旨を述べました。

配付資料の二を見ていただきますと、これはまさに自民党から共産党まで全員入っているんですが、超党派の、コロナと闘う病院を支援する超党派議員連盟の提言。これもやはり冒頭で減収補填というのを求めている。より具体的に、コロナ患者を受け入れた医療機関は、昨年度の実績よりも落ち込んだ分に関して一〇〇%公的資金で補填す

るとか、受け入れていない病院については八〇%と、具体的な提言をされております。

西村大臣にお聞きしたいんですが、今、日本医師会も自治体の首長さんも、そして自民党から共産党まで、同じ要求をしているわけですね。これは方針の問題です。従来の方針というのはこれはやっけないわけですねけれども、やはりこれに今踏み込む、踏み切る、減収補填に、これが必要じゃないでしょうか。

○加藤国務大臣 まず最初に、お話を聞かれたその病院において、ダイヤモンド・プリンセスのころから、特に当初のころは、本当にこれがどういうウイルスかわからないという大変な危機感あるいは恐怖もあったと思います。そういった中で御対応いただいた方に心から感謝を申し上げたいと思えます。

その上で、病院経営のお話がありました。病院の団体あるいは医師会からも、こうした現状の危機感、そしてこれに対する支援の要請もいただき、また議員の皆さん方から、あるいは地方公共団体からもいただいているところでございます。

二次補正予算を使いまして今現在給付に努めておりますので、これを早期に実際のそれぞれの病院に行くべく努力をさせていただく。

その上で、必ずしもこれは十分ではないと私も認識をしております。そうしたものについて、現在、具体的な内容については精査をさせていただいておりますけれども、例えば、コロナを受け入れていただいている病院に対しては、空床とか休床に対する補填をさせていただいております。

これは、まさにコロナ患者を受け入れるために、通常であれば使っていないべき病床等を閉鎖して、その人員をコロナ対応に振り分けているわけでありますから、そういったことに対する対応についてさらなる充実も図っていきたいというところがございますので、損失補償という言葉、これはいろいろの意味があると思いますが、いずれにしても私どもは、経営が安定的になされ、そしてこの新型コロナウイルス感染症を含めて地域にお

ける医療がしっかりと供給される、提供されている、この基盤に向けてしっかりと取組をさせていただきたいと思っております。

○藤野委員 やはり、先ほど私が紹介した病院の方の声、政府はこの減収を一体どう評価しているのかという、このところが私は問われていると思えます。

まさに、今政府はいろいろやってきた。これやってくれ、あれやってくれと方針を出してきた。しかし、それらの実践については医療機関の現場任せなんです。このやり方で本場に現場の方は頑張ってきて踏みとどまってきた、ぎりぎりやってきた。しかし、もう瀬戸際に来ているというところで、立場の違いを超えて今声が上がっているわけですね。

ですから、そうした減収というものが今何なのか、医療を崩壊の瀬戸際に追い込んでいる、こういう自覚を持って、今までのやり方の転換を強く求めたいと思えます。

そして、同じ新方針は、保健所の体制の強化も掲げております。応援派遣スキームとか恒常的な体制強化も触れられております。

私は、この間、我が党の市会議員団と連携しまして、石川県の金沢市の保健所の実態を伺ってまいりました。

同保健所の感染症対応係の保健師というのは、四月時点で七名いらした。他方、金沢市というのは、人口約四十六万、感染者は八月三十日段階で二百二十三名、相談は多いときは一日で二百件を超えるという状況です。

この保健所では、有症者への対応、PCRの可否の判断、そして可となった場合のPCRの実施あるいは検体の輸送、医療機関やホテルの必要な場合の消毒、あるいは陽性者、これも対応するんですね。陽性者が出た場合、行動歴を見る、調査する、接触者も調査するいわゆる疫学調査、そして入院の調整。濃厚接触者の場合は、二週間毎日毎日電話して確認する。搬送、そして御遺体の対応も行っている。そして、クラスターが出たら

ちろん対応するというところで、大変な業務なわけ
です。

とてもこの七名という体制では対応できないの
で、応援体制がとられたそうでありました。四月の
ピーク時には、市のいろいろな場所の保健セン
ターとか健康福祉センター等から応援で最大四十
二名に増員されたそうです。

しかし、七名から四十二名、つまり六倍の応援
があったにもかかわらず、四月の残業は大変なこ
とになって、保健師の過労死ラインとされる月百
時間を超える保健師や医師の方が十名出た。ある
保健師は二百五十七時間の残業をその月行ったと
いうんですね。しかも、保健所では新型コロナ以
外にもいろいろな業務がありまして、HIVとか
クラミジアとか肝炎などの検査等もやっているわ
けですが、そうした検査も縮小せざるを得なくなっ
た。つまり、要するに、臨時の応援は結構あつた
んですけども、そういうのがあつた保健所でも、
職員の仕事時間が激増して、本来やるべき業
務も縮小せざるを得なかった。こういう保健所が
多く生まれているわけですね。

ですから、新方針では、応援派遣、これは緊急
時にやっていただいたいと思いますが、やはり恒
常的な体制強化、これが必要だということだと思
います。

この点で大事なことは、この体制強化を自治体
任せにするのか、それとも国がちゃんと基準等を
示して、財政も支援して責任を持つのかというこ
とです。

例えば、アメリカのニューヨーク州というの
は、感染者の接触者追跡を行うトレーサーの配置
基準を設けておりまして、人口十万人当たり最低
三十人必要だと。これを人口四十六万人の金沢市
に当てはめると、百二十人から百五十人、こうい
う対策が必要なんです。先ほど言ったように、
四月段階で七人、その後、市の追加措置でふえた
んですけれども。

そのもとで、ちょっと加藤大臣にお聞きしたい
んですが、やはり政府が、自治体任せにするに進

まない、現状はそういう状況ですから、しっか
り、どれぐらいのものが必要なのか、保健所は、
あるいは体制、人員はという基準、設置基準、配
置基準をつくる、その国の基準に見合う財政措置
を行っていく、これが必要だと思ふんですが。
○加藤国務大臣 現在、保健所などについての人
件費、運営費、設備整備費等については、地方財
政措置で対応されているところでありまして、
今の現状、この感染症が拡大する前の人員では
到底足りないということ、役所の中他の部署
から応援に来る、あるいは外部に委託をする、場
合によっては一部、当面直ちにやらなきゃいけな
い業務以外は少し先延ばしをする等々、さまざま
な工夫をさせていただいて、それでも大変な状況で
先ほどおっしゃられた業務に当たっていたら
いるわけでありまして、こうした状況を踏まえ
て、令和三年度予算編成過程においては、保健所
等の必要人員体制の強化に向けた財政措置につ
いて関係省庁とも連携をしていきたいと思つてお
りますが、じゃ、具体的な基準をどうするのかと
いうお話がありました。

保健所については、地域保健法の規定で、都道
府県、保健所設置市、特別区が設置をする、そし
て、各自治体では地域の実情を踏まえながら必要
な体制の確保が行われているというふうに認識を
しております。また、同法に基づく基本的な指
針においても、地域の特性を踏まえた規模の拡大
あるいは施設設備の充実などの体制強化を求めて
きているところがございますので、そうした方針
を踏まえながら、八月二十八日の今後の取組で、
先ほど言っていたいただきました応援派遣のスキーム
の構築、あるいは潜在保健師等の人材バンクの創
設、保健師等の恒常的な人員体制強化に向けた財
政措置の検討、これを行うこととしたところでご
ざいます。

いずれにしても、今回の事例を踏まえながら、
中核を担っていただいている保健所がその機能を
しっかりと発揮していただけるよう、関係省庁とも
よく連携をとりながら対応していきたいと思つて

おります。
○藤野委員 今までは地方交付税措置とおっしゃ
いました。それと併せて、交付税というのは色
がついておりませんから、結局、保健所の体制強
化に使うかどうかというのは自治体の判断になつ
てしまう。そのもとで、この間ずっと保健所とい
うのが削られてきたわけですね。結局、先ほど
言ったように、医療現場は医療機関任せ、保健所
は自治体任せ、こういうやり方が医療や公衆衛生
の現場を日々疲弊させているわけです。

ですから、方針も出したわけですから、それに見
合ったしっかりとした国の責任を果たす、基準も
示すし、それに見合った財政支援も行うというこ
とを強く求めたいと思ふます。
次に、雇用の問題をお聞きしたいと思います。
四一六の実質GDP、年率で二七・八%、戦後
最悪と言われる落ち込みでありました。私もこの
間、現場で実態を聞いてまいりました。

長野県の伊那市というところでは、週五日勤務
が三日に減った、めいっ子の仕事が多くなった、
バス会社に勤務していたけれども、仕事が多くな
って次の仕事を探しているという声でした。新
潟県の新潟市では、群馬県で建設現場の簡易宿泊
所、いわゆる飯場に住んで日雇労働をしていた男
性が、コロナの影響で仕事を失って、宿泊所を追
い出された。知人が新潟市にいと聞いて、別の
ですけれども知人の車に乗せてもらって新潟まで
行って、しかし、そこからは探さないとけない
というので、三日間飲まず食わずで探したけれど
も見つからなかった。今はもう生活保護を申請
されて、アパートも見つかったそうです。ありませ
れども、本当に今大変な事態が広がっている。
昨日発表された厚労省の調査でも、新型コロナ
に起因する解雇、雇い止めが五万人を超えた。こ
れは、非正規雇用については五月二十五日からし
か統計をとっておりませんから、その前の部分を
含めると実態はより深刻だと思ふます。配付資
料の三を見ていただきましたけれども、完全失業率は、

対前年比で四十一万人、これは六カ月連続でふえ
ております。
このもとで政府の姿勢なんです、八月二十八
日に、雇用調整助成金などを年末まで延長すると
発表されました。これはいいことだと思ふん
です。ただ、延長しますよというその同じ文書に
私は見てびっくりしたんですが、同じ文書の下
の方に、今後、重大な雇用悪化がなければ、段階
的に縮減を行っていきますという文言もあるん
ですね、縮減。今、コロナ失職は月一万人以上のペ
ースでふえているし、完全失業者も六カ月連続で増
加しているというこの局面で、何で縮減を言
い出すのかという強い違和感を私は感じました。
そもそも、支援しているとおっしゃるんですけ
れども、それが現場に届いているのか。厚労省と
経産省にお聞きしたいんですが、いわゆる休業支
援給付金と家賃支援給付金、それぞれ予算額は幾
らで、現在までの支給決定額は幾らになっていま
すか。

○田中政府参考人 新型コロナウイルス感染症対
応休業支援金・給付金の予算額、支給決定額につ
きましては、予算額は令和二年度二次補正予算で
約〇・五兆円を計上しております。支給決定額
は、八月三十一日までの決定分の累計で約六十七
億円となっております。

○村上政府参考人 お答え申し上げます。
家賃支援給付金の方につきましては、第二次補
正予算において予算額が総額二兆二百四十二億
円、七月十四日の申請受け付けの開始以来現在ま
でに約四十万円の申請があり、給付実績は、八月
四日以降開始して約七・一万件、昨日時点で約六
百二十億円の給付となっております。

○藤野委員 いわゆる休業支援給付金の方は、予
算額五千四百億円に対して六十七億円、一・二%
ぐらいです。家賃支援給付金に至っては、二兆二
百四十二億円ですけれども六十億円ということ
で、これも数%、二%ちょっとだと思ふます。つ
まり、縮減などと言いつつ前に、これらの制度を
周知徹底して着実に給付すべきだと思ふます。

周知徹底して着実に給付すべきだと思ふます。

大臣にお聞きしたいんですけども、緊急事態宣言下の四、五月、そして六月も月一万人ふえていくという状況なんです、この休業支援給付金の締切りが九月末になっているんですね。これは延長すべきじゃないでしょうか。

○加藤国務大臣 まず、雇調金の延長に伴う考え方について御指摘がありました。

例えばほかの国、当初、雇調金のときに、皆さんイギリスを事例に挙げましたけれども、イギリスはもう既に八月から……(藤野委員期限。期限だけお答えください。期限の延長だけと呼ぶ)いやいや、八月から国庫負担を下げているんですね。でも、私たちはそうではなくて十二月まで延長していく。しかし、そうした中で本来の姿に、対応できるのであればだんだん戻していく、これは本来の姿だということを考えております。

それから、今お話がありました休業支援金・給付金で支援を必要とする方への迅速な支給につなげるため、休業した期間を原則一カ月ごとに区分して申請をいただく。そして、本年四月から六月までの休業に係る申請期限については、事業主への確認や書類の準備に要する期間も考慮し、申請を九月末、これはそもそも九月末にしていたわけでありまして。

それについて、今回、全体としては延長させていただいておられますけれども、この申請期限は、大量に行われる申請について休業の事実などを適切に確認し、迅速な支給につなげるために、休業が行われていることから一定期間内に申請を行っていただくことが必要と考え、設定をしております。

ただし、天災その他期限内に申請しなかったことについてやむを得ない理由、病気等も入ってくると思いますが、そうした場合には……

○棚橋委員長 大臣、恐縮ですが、ちょっと時間がありますので、簡潔にお願いいたします。
○加藤国務大臣 はい、わかりました。あと一分で終わります。
当該理由のやんだ後一カ月間は申請可能とする

取扱いは行っており、個別の事情がある場合には適切に判断を行いたいと考えております。

○藤野委員 支給決定額、一％ちよつとなんです。これは周知が必要だと思えます。

最後になりますけれども、本日に課題は山積しております。そういう意味では、来るべき国会でも、首班指名に終わらせず、新しい首相の出席のもとでの集中審議、予算委員会の審議を求めて、質問を終わります。

○棚橋委員長 これにて藤野君の質疑は終了いたしました。

次に、足立康史君。

○足立委員 日本維新の会の足立康史でございます。二十八日に安倍総理が辞任を表明されました。心からお疲れさまと申し上げたいし、また、七年八カ月の施政について敬意と感謝を申し上げます。そして、ちよつと、渡辺先生いらつしやいます。野党筆頭の委員会運営、ひどいですね、これ。

ちよつと皆さん、バツター表を見てください、バツター表。新谷さんと國重さん、さすが自民党です。二五分、二五分です。共産党と維新の会、共産党は十二議席です。うちは十一議席です。一議席しか違わないのに、私、十分です。まあ、ちよつといろいろ申し上げたいことはありますが、時間がないのでやめます。

さて、きょうは、参考人の先生方いらつしやいます。政治意思について伺いたいです。恐縮ですが、大臣に御質問をさせていただきます。総裁選中ですから、政治意思を聞くこと自体ナンセンスではあります。仕方がないので申し上げます。

まず、西村大臣。きょう、私も維新の会で用意している特措法の改正案、六ページにわたる改正案、これをお配りをさせていただいています。野党でいうと、玉木さんなんかは、やろうやろう、うちもつくると言っただけでも、結局、出て

きません。後藤先生、いらつしやるかな。後藤先生、早くやろうね。野党で唯一作業をしているのが後藤先生だけです。でも、まだ出てこない。多分、上が邪魔しているんです。ちゃんとやっえているのは維新の会だけです。(発言する者あり)えっ、違うの。ありがとうございませう。とにかく、やりましようよ。

きょう、西村大臣にはこれについての意見も伺いたいと思っておりましたが、ちよつと時間がないので。

それで、閣法はいつ出てくるんですか。例えば臨時国会をやると、閣法は出てくるんですかね。西村大臣は、四月五日の「日曜討論」で特措法には使いたくるところがあるとおっしゃり、衆参でたびたび課題があるとおっしゃってました。七月二十日には、私の質問に対して、特措法には課題があることは間違いない、検討を進めたい、論点をしっかりと整理するとおっしゃいました。五カ月たちました。論点整理は終わりました。臨時国会には閣法を出す、お願いできますか。

○西村国務大臣 御指摘のように、この特措法の執行の責任者としてこの間対応してまいりました。やはりしっかりと実効性を担保する措置は必要なのではないかという問題意識を非常に強く持っております。これは恐らく足立議員とも共有できるんじゃないかと思えます。

その上で、他方、この間、都道府県知事も連日、感染が増加するところもあれば減少に転じているところもあります。あるいは重症者がふえるところもあります。こうした対応、私のみならず、私のスタッフも全員で、まずはこの感染状況を何とかしなきゃいけないということで対応してきているということもございませう。

その上で、何とかこれをよりよい法律にしたいという思いを、これは日々考えてきております。先ほど申し上げましたけれども、私自身が直接、法制局長官とも議論も、意見交換も何度かしてきております。スタッフはスタッフで議論をして

時間がありませんので多くは申し上げませんが、時間も、どういった要件で命令なり強制力を持たせるのか、あるいはそれをどう担保するのか。これはそもそも営業の自由ということがございませう、この法律第五条には、必要最小限で、基本的人権の尊重ということが書かれております。こういった法体系全体をどう考えるのかを含めて、論点を整理し、また議論を深めていっているところがあります。緩やかな法体系を全体として変えるのであればなかなか大きな作業になるということも含めて、更に議論を深めていきたいというふうな考えております。

○足立委員 先ほどちよつと後藤先生だけと申し上げたのは間違えまして、野党の中でも厚生労働委員会の先生方は、岡本充功先生、大西健介先生はよくやってくださっている、ちよつと補足をしておきたいと思えます。

さて、西村大臣、お願いいたします。特措法。多分、これだけの案を出したのは初めてだと思えます。六ページ。ぜひ御検討いただきたい、こう思っています。

さて、第一波の検証。第一波の検証を同じ私が七月の八日に西村大臣に伺った、夏の間に、要は秋冬に備えて夏の間に第一波の検証をした。大臣、スパコンはいいです。別に。スパコンは手段ですから、手段の一つですから。スパコンを使って何をしようかというのとは結構です。第一波の検証はいつ終わるんですか。

○西村国務大臣 私、申し上げているのは、第一波、第二波はともかくとして、四月、五月の緊急事態宣言時の私どものとってきた対策、あるいは、都道府県知事と、それぞれの知事と連携しながら対応してきた対策、これがどういう効果を持ってきたか、私どもが頼りにしてきたSIRモデル、一つしかなかったわけですけれども、それ以外のモデルはないのか、こういった対策の分析、効果の評価、こういったことを行ってきております。スパコンはもういいとおっしゃっていますけれど